

江戸川区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成28年4月1日教育委員会要領第1号

江戸川区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第6条の規定により政府が定める基本方針に即して、法第7条に規定する事項に関し、江戸川区立幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）に勤務する幼稚園教育職員、県費負担教職員、非常勤職員及び非常勤講師（江戸川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任用する非常勤の講師をいう。）（以下「学校職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 学校職員は、法第7条第1項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。）を正当な理由なく不利に扱うこと（以下「不当な差別的取扱い」という。）により、障害者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、学校職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 学校職員は、法第7条第2項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。この場合において、学校職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(校長等の責務)

第4条 学校職員のうち、校長、園長、副校長及び副園長の地位にある者（以下「校長等」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう指導監督し、また、障害者に対して合理的配慮がされるよう環境の整備を図らなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導監督により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する学校

職員の注意を喚起し、認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、監督する学校職員に対して、適切な合理的配慮をするよう指導すること。

2 校長等は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 学校職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するとともに、学校職員の適切な対応を支援するため、教育委員会事務局指導室に相談窓口を設置する。

(研修及び啓発)

第6条 教育委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、学校職員に対し必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項に規定する研修及び啓発の内容等の詳細は、教育委員会事務局指導室長が定めるものとする。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。